

令和3年度 第2回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月25日（金）午前9時30分～11時10分
- 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1
- 3 出席者
- 【委員】 学識経験者（会長） 青山克己
- 学識経験者 柴田恵子
- 学識経験者 秋田勇人
- 学識経験者 坪井玲子
- 町議会議員 水野晃
- 町議会議員 岡島政信
- 町議会議員 岩村みゆき
- 町議会議員 柴田賢一
- 愛知県尾張県民事務所 事務所長 市田和仁
- (代理 次長 加藤隆志)
- 西枇杷島警察署 署長 加藤久幸
- (代理 交通課規制係長 上谷和稔)
- 【欠席】 学識経験者 小坂芳則
- 【事務局】 豊山町長 鈴木邦尚
- 産業建設部 部長 堀尾政美
- 産業建設部 参事 大見明弘
- 建設課 課長 早川憲二
- 防災拠点推進室 室長 中川徹
- 防災拠点推進室 主査 熊沢真吾

【参考人】 愛知県防災拠点推進室 担当課長 山 本 卓 也
愛知県防災拠点推進室 室長補佐 菅 沼 孝 幸
愛知県防災拠点推進室 室長補佐 稲 石 和 豊

【意見陳述者】 坪 井 敏 行

4 議 題

諮問第1号 豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について

諮問第2号 豊山町緑の基本計画の一部改訂について

議案第1号 名古屋都市計画公園の変更について

議案第2号 名古屋都市計画教育文化施設の決定について

5 会議資料

- (1) 都市計画審議会議案
- (2) 都市計画審議会議案別冊1 (豊山町都市計画マスタープランの一部改訂資料)
- (3) 都市計画審議会議案別冊2 (豊山町緑の基本計画の一部改訂資料)
- (4) 都市計画審議会議案別冊3 (名古屋都市計画公園の変更 意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解)
- (5) 都市計画審議会議案別冊4 (名古屋都市計画教育文化施設の決定 意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解)
- (6) 参考資料No.1 (豊山町都市計画審議会名簿及び関係例規)
- (7) 参考資料No.2 (豊山町都市計画審議会経過及び審議概要)
- (8) 参考資料No.3 (愛知県「基幹的広域防災拠点」概要資料)
- (9) 参考資料No.4 (パブリックコメント結果シート「都市計画マスタープラン」)

- (10) 参考資料No.5 (パブリックコメント結果シート「緑の基本計画」)
- (11) 参考資料No.6 (名古屋都市計画公園の変更縦覧図書)
- (12) 参考資料No.7 (名古屋都市計画教育文化施設の決定縦覧図書)

6 議事内容

(開 会)

【事務局】

大変お待たせいたしました。ただ今より、令和3年度第2回豊山町都市計画審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、建設課長の早川と申します。よろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いについて、ご説明いたします。

「議事録の作成に関する指針」の取り扱いに付きましては、当審議会では次のように決定されておりますので、確認の意味も含めまして、ご報告させていただきます。

議事録の作成は「要点筆記」、発言者は不都合なことがあれば非公開としますが、原則「公開」として確認させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は、尾張県民事務所長の市田和仁委員の代理としまして、同じく尾張県民事務所次長の加藤隆志様に、西枇杷島警察署長の加藤久幸委員の代理としまして、同じく西枇杷島警察署交通課規制係長の上谷和稔様にご出席いただいております。また、小坂芳則委員から、所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

本日の議題の審議にあたり愛知県基幹的広域防災拠点の事業者であります愛

知県より防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室の山本担当課長、菅沼室長補佐、稲石室長補佐を参加させていただいております。

また、審議の内容に係る意見陳述の申し入れがありましたので、後ほど代表者の方に意見陳述をしていただく予定をしております。

それでは、会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。資料は事前に配布させていただいた12冊でございます。資料に不足がありましたら事務局から配布いたしますので、挙手をお願いいたします。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、会長よりごあいさつをいただきます。青山会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

本日は早朝より当審議会へご参加いただき誠にありがとうございました。皆様方には、平生から豊山町都市計画審議会へのご理解とご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。本日の議題でございますが、「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」、「豊山町緑の基本計画の一部改訂について」町より諮問されておりますのでお諮りするものであります。また、「名古屋都市計画公園の変更について」、「名古屋都市計画教育文化施設の決定について」町より付議されておりますので、併せて審議のほどよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、町長より一言ご挨拶申し上げます。鈴木町長、よろしくお願いいたします。

【町長】

本日は、大変お忙しいところ当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また平素は、本町の都市計画行政につきましてご理解とご協力を賜わりまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、議題でございますが、愛知県が青山地区に予定します基幹的広域防災拠点の整備にあたりまして、都市計画決定手続きや都市計画マスタープラン、緑の基本計画の改訂についてお諮りしております。この基幹的広域防災拠点の整備につきましては、青山地区の発展はもとより、豊山町全体の発展につながるものと考えております。拠点の整備が、平時には、多くの人が利用していただき、そのことが本町にとって賑わいを生み、町民の雇用や商工業者の発展につながるよう県と連携して取り組んでまいります。

審議会委員の皆様のご活発な議論をお願いし、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。ここで会議の成立要件を確認させていただきます。本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆様方に出席いただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立しています。

それでは、当審議会の議長は会長に務めていただくことになっております。以後の議事進行につきまして、よろしく願いいたします。

【会長】

では、これより私が、議長を務めさせていただきます。本日の議事が円滑に進行しますよう皆様方のご協力のほどよろしく申し上げます。

一部委員の皆様のご交代もありましたので、参考資料1として「審議会委員名簿及び関係例規」、参考資料2として「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」を配布しておりますので、ご確認ください。

それでは、審議に入ります。諮問第1号「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」、諮問第2号「豊山町緑の基本計画の一部改訂について」は、関連もございますので一括提案とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

諮問第1号 「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」

諮問第2号 「豊山町緑の基本計画の一部改訂について」

は関連がございますので、一括してご説明いたします。

議案別冊1、1ページをご覧ください。1. 一部改訂の背景と目的です。

近年、東日本大震災をはじめとした大規模な災害が発生しており、愛知県においても南海トラフ地震の発生が懸念されており、愛知県だけで東日本大震災に匹敵する被害が想定されております。また、全国各地で豪雨災害が発生しており、愛知県全体の災害対応力の強化が求められています。

そのため、愛知県は大規模災害時に全国からの救助・救援人員や支援物資を受け入れ、被災地域や地域の防災拠点に迅速・的確に供給する後方支援を担う「基幹的広域防災拠点」の整備を「豊山町青山地区」で進めることとなりました。

今回、愛知県の基幹的広域防災拠点の整備に向けて、市町村の都市計画の基

本方針である「豊山町都市計画マスタープラン」と、緑地の保全や緑化の推進に関する基本計画である「豊山町緑の基本計画」の一部を改訂することとしました。

2. 愛知県基幹的広域防災拠点の概要です。基幹的広域防災拠点は、新たに整備を行う消防学校及び神明公園を含む公園で構成されており、平常時及び災害時には以下の機能をもたせて運用する予定です。

平常時には消防学校は消防防災に関する教育訓練や児童・生徒、住民等に向けた防災教育・人材育成、公園は地域の賑わい創出

災害時には消防学校は防災拠点の本部機能、広域医療搬送機能、公園は消防、警察、自衛隊等の支援部隊ベースキャンプ機能、支援物資の集積・中継・分配機能といった機能をもたせて運用する予定です。

3. 豊山町都市計画マスタープランの主な変更点です。将来都市構造図については新たに「防災・緑地ゾーン」を追加し、「憩いと交流の拠点」と「広域防災拠点」に見直しします。

都市施設（公園緑地）の整備の方針については、新たに整備する都市公園を追加し、整備方針図を見直しいたします。

都市防災の整備方針については、基幹的広域防災拠点の整備促進を追加し、新たに避難所となる施設の整備推進を追加いたします。

4. 豊山町緑の基本計画の主な変更点です。豊山町都市計画マスタープランの一部改訂を受け、関連する計画部分を修正いたします。

都市施設（公園緑地）の整備の方針については、新たに整備する都市公園を追加し、整備方針図を見直しいたします。

緑の将来像については、基幹的広域防災拠点の整備に向けて、「農業環境検討ゾーン」と「緑化推進ゾーン」の一部を「広域防災ゾーン」とし、「憩いと緑の

拠点」を「憩いと交流の拠点」に見直しいたします。

続きまして、一部改訂素案を説明いたします。

議案別冊 1、2 ページから 14 ページまでが都市計画マスタープランの一部改訂案について、議案別冊 2、2 ページから 5 ページまでが緑の基本計画の一部改訂案となっており、それぞれ左側が現計画、右側が一部改訂案となっております。

議案別冊 1、2 ページから 9 ページまでが都市計画マスタープラン、全体構想の見直しとなります。

2 ページ、3 ページをご覧ください。「将来都市構造」について、基幹的広域防災拠点の整備に向けて、新たに「防災緑地ゾーン」を加え、「憩いと交流の拠点」と「広域防災拠点」を見直しました。

具体的には神明・金剛地区が「農地・緑地ゾーン」と「産業誘導ゾーン」となっているところを、消防・防災教育や地域防災の人材育成機能と憩いと交流のための公園・緑地機能を整備・保全する地域として「防災・緑地ゾーン」に改めます。

あわせて、新たな防災機能を備えた公園及び交流に必要な機能・施設により、住民・来訪者の「憩いと交流の拠点」として位置づけます。

また、広域防災拠点について、現行は名古屋空港エリアとしておりますが、新たに「防災・緑地ゾーン」も含めるよう拡大します。

4 ページ、5 ページをご覧ください。「土地利用の方針」の、「市街化調整区域の土地利用の方針」について、金剛地区の「農業環境検討地区」と、神明地区の「先端産業誘導地区」を見直し、町民と、町に訪れる人々の「憩いと交流の拠点地区」に見直します。

6 ページをご覧ください。「都市施設（公園緑地）整備の方針」について、新

たに整備する都市公園について追加します。

7ページをご覧ください。「公園緑地の方針」の見直しに伴い、整備方針図を見直し、防災公園を備えた公園に改めます。

8ページをご覧ください。「市街地整備の整備方針」につきまして、土地利用の方針において、「先端産業誘導地区」を見直したため、市街地の整備方針図を見直します。

9ページをご覧ください。「都市防災の整備方針」【基本的な考え方】において、「基幹的広域防災拠点」の整備促進を追加します。

また【都市防災の方針】において、避難所の整備について追加します。

議案別冊1、10ページから14まで、神明・金剛地区を含む「地域別構想」「新栄小学校区」の見直しとなります。「全体構想」の見直しに伴い、関連する箇所について、「全体構想」と同様の見直しをするものです。

議案別冊2、2ページから5ページが緑の基本計画の見直しとなります。

上位計画である都市計画マスタープランの見直しを受け、関連する箇所の見直しを行います。

4ページ、5ページをご覧ください。広域防災拠点の位置づけを明確にするため、「緑の将来像」について、神明・金剛地区に「広域防災ゾーン」を広げ、「憩いと緑の拠点」を「憩いと交流の拠点」に見直します。

「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂案」、「豊山町緑の基本計画の一部改訂案」につきましては、令和4年2月7日から21日までの2週間、パブリックコメント手続きを行ったところ、「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂案」につきましては2名10件、「豊山町緑の基本計画の一部改訂案」につきましては2名12件の意見をいただきました。いただいたご意見と町の考え方につきましては、参考資料No.4、No.5として配布いたしております。

パブリックコメント結果につきましては、本審議会終了後、町ホームページに掲載いたします。

【パブリックコメント結果シート】説明

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

【会長】

説明が終わりましたが、はじめに諮問第1号「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」何かご質問はありますか。

【委員一同】

質疑なし

【会長】

質問もないようですので、次に諮問第2号「緑の基本計画の一部改訂について」何かご質問はありますか。

【委員一同】

質疑なし

【会長】

質問もないようですので、お諮りします。

諮問第1号「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」、諮問第2号「豊山町緑の基本計画の一部改訂について」ご異議がないものと認めまして、答申してよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。諮問第1号「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」、諮問第2号「豊山町緑の基本計画の一部改訂について」ご異議がないものとして認めまして、答申します。

それでは、次に移ります。

議案第1号「名古屋都市計画公園の変更について」、議案第2号「名古屋都市計画教育文化施設の決定について」は、関連もございましたので一括提案とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第1号 名古屋都市計画公園の変更について、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

議案書と、参考資料6をご覧ください。議案書10ページをお願いいたします。「名古屋都市計画公園の変更について」であります。

提案理由は、豊山町において、町民および町を訪れる人々の休息、遊戯、運動等のレクリエーションに供するとともに、大規模災害時には基幹的広域防災拠点として県全体の広域防災機能の強化を図るため、愛知県防災公園について都市計画決定の手続きをお願いしようとするものであります。

初めに愛知県防災公園についてご説明させていただきます。

公園の種別といたしましては、総合公園であります。公園の番号及び公園名

につきましては、5・4・106号 愛知県防災公園、公園の位置につきましては、西春日井郡豊山町大字青山字神明、字金剛及び小牧市下小針天神2丁目、多気東町、面積は、約8.9ヘクタールであります。ここで、只今申し上げました、種別、名称についてご説明いたします。

種別の総合公園は、住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で面積はおおむね10ヘクタール以上を標準としております。

次に公園の名称でございますが、都市公園の場合、番号及び公園名で表示しております。番号は区分、規模及び一連番号の3つの数字で表示します。

最初の5は総合公園を示しております。次の4は規模を表し、面積4ヘクタール以上、10ヘクタール未満を示しております。

次の3ケタの数字は豊山町をはじめ、名古屋市、清須市、北名古屋市などが含まれる名古屋都市計画区域内に割り振られている総合公園の一連番号であります。番号のスタートは、101番から始まり愛知県防災公園は総合公園で6番目となります。

参考資料No.6 1ページ、をお願いします。本町では、町の最上位計画となります「豊山町第5次総合計画」の土地利用構想において、新たな防災機能を備えた公園及び交流に必要な機能・施設により、住民・来訪者の憩いと交流の拠点として位置づけるほか、全国からの人員や物資等の支援を受け入れ、迅速かつ的確に供給する広域防災拠点として位置づけることとしています。

また、先ほどご審議いただきました豊山町都市計画マスタープランの「都市施設（公園緑地）の整備方針」において、新規公園は臨空公園（神明公園）と一体となって、憩いと交流によるにぎわいの空間として整備を促進し、名古屋空港、臨空消防学校と一体となって、大規模災害時の救援・物資輸送等の安全・

安心となる機能を高める公園と位置づけております。

さらに、豊山町緑の基本計画に基づく緑の将来像として設定した「一人ひとりが輝く 暮らし豊かなアーバンビレッジ」の実現に向けた4つの基本方針のうち、「緑を生かす【緑の価値を利活用する】」において、神明公園及びその周辺の「緑の臨空拠点」づくり」として、臨空公園（神明公園）については、県営名古屋空港に隣接する立地特性を活かした、レクリエーション・交流機能の拠点として位置付け、その機能強化をめざすほか、空港を活かした広域防災拠点機能も備えたエリアとして、本公園とその周辺における機能を高めていくとしています。

以上の計画を踏まえ、愛知県防災公園は、町民の利用を想定した憩い・交流の場やスポーツ・レクリエーションの場となる総合公園として整備を行い、大規模災害時には、臨空消防学校、臨空公園（神明公園）と一体となって、基幹的広域防災拠点としての機能を有する施設として利用を図ります。

議案書11、12ページ、参考資料No.6、2ページをお願いします。

愛知県防災公園の区域は、豊山町都市計画マスタープランの将来都市構造において、憩いと交流の拠点とした、消防・防災教育や地域防災の人材育成機能と憩いと交流のための公園・緑地機能を整備・保全する防災・緑地ゾーンとすることとしています。

本公園は、臨空消防学校や名古屋空港、臨空公園（神明公園）と接しており、憩いやレクリエーション、地域間交流の促進に加え、防災に関するイベントの開催など、訪れる利用者の防災意識の向上が図れる施設としても期待され、公園区域として妥当と言えます。

さらに、災害時には、臨空消防学校、臨空公園（神明公園）とともに愛知県全域を対象とした「後方支援機能」を確保する観点から、名古屋高速道路・名

古屋空港からのアクセスに優れることや、地震時、地盤の液状化リスクが低いこと、地盤が比較的高く浸水リスクが低いことから最適な位置と言えます。

規模の妥当性についてです。愛知県防災公園は、町民の健康増進、自然とのふれあい、文化活動やコミュニティ活動の場所を提供するとともに、空港に隣接する立地性を活かして地域の活性化に資する総合公園としては適当な広さであり、現況の町民一人当たりの公園面積 2.9 m^2 が、愛知県防災公園の整備による公園面積の増加により、豊山町第5次総合計画や、豊山町緑の基本計画で目標に掲げている「一人当たりの公園面積 10 m^2 以上」に近づけることができます。

また、災害時には愛知県地域防災計画に基づき、愛知県全域を後方支援できる全国からの活動要員や緊急支援物資等の受け入れ可能な規模を確保し、迅速かつ的確に供給する基幹的広域防災拠点の役割を果たすため、多目的広場等を自衛隊や警察の集結及びベースキャンプ機能として活用するほか、物資集積分配機能を持った支援物資エリアとして屋内運動施設等を活用します。

これにより、愛知県防災公園の規模は屋内運動施設 1.0 ha や多目的広場 2.1 ha 、広場 3.3 ha 、駐車場 1.2 ha 、園路等その他施設 1.3 ha とする複数のレクリエーション機能を持つ総合公園として約 8.9 ha が必要となります。

また、位置を示す図面、計画区域を示す図面及び平面計画の図面を添付しておりますので、ご参照下さい。

次に、経過と今後の手続きであります。参考資料No.6、4ページをお願いします。

昨年の12月に都市計画法第16条第1項の規定に基づく説明会を開催しました。そして、2月7日から2月21日までの2週間、法第17条第1項の規

定に基づき変更案の縦覧を行ったところ、9通46名の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解についてご説明いたします。

議案別冊3をお願いします。今回提出されました各意見の要旨を取り纏め、左側が意見書の要旨、右側が都市計画決定権者の見解となっております。

要旨につきましては、「1 公園に関する事」として17件、「2 関連事業に関する事」として10件、「3 手続きに関する事」として13件、「4 その他」として16件、計56件に整理しております。

【意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解】

以上が「意見の要旨」と「都市計画決定権者の見解」でございます。

このあと、議決をいただきますと、県知事との協議を経た後に変更決定の告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第1号についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 名古屋都市計画教育文化施設の決定について、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

議案書と、参考資料No.7をご覧ください。議案書15ページをお願いいたします。

「名古屋都市計画教育文化施設の決定について」であります。

提案理由は、防災教育・人材育成の拠点となる臨空消防学校を新たに整備するため、都市計画決定の手続きをお願いしようとするものであります。

教育文化施設の番号及び施設名につきましては、1号 臨空消防学校、位置につきましては、西春日井郡豊山町大字青山地内、面積は、約61,400平

方メートルであります。

議案書16、17ページ、参考資料No.7、1ページ、2ページをお願いします。現在の愛知県消防学校は、昭和52年（1964年）に尾張旭市に建設され、教育訓練施設として愛知県内の市町村（名古屋市を除く）の消防職団員や自衛防災組織員等に、消防防災に関する教育訓練を行ってきましたが、竣工から44年経過し、老朽化が進んでおり、建物等施設の更新時期を迎えています。

また、豊山町都市計画マスタープランの全体構想においては、まちの将来像「一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ」を目指す3つのまちづくりの基本目標を定めており、このうち、「時代に向き合うまち」において「大規模自然災害等に備えた安全・安心な都市づくりをめざす」としています。

さらに、愛知県地域防災計画では、昨今の自然災害の激甚化・頻発化、切迫する南海トラフ地震への対応力を強化するため、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県の基幹的広域防災拠点を「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備することとしています。

そこで、災害時における防災拠点に必要な不可欠な公共性の高い都市施設としても活用するため、防災教育・人材育成の拠点となる臨空消防学校を新たに都市計画決定するものです。

位置の妥当性についてです。

臨空消防学校は、平常時の利用では、隣接する愛知県防災公園、臨空公園(神明公園)とともに、消防学校を核とする防災教育・人材育成や防災ビジネスの拠点として、防災意識の向上、にぎわいの創出と地域間交流を促進する場所となります。

また、災害時には、愛知県防災公園、臨空公園(神明公園)と一体となって愛

知県全域を対象とした「後方支援機能」を確保する観点から、名古屋高速道路・名古屋空港からのアクセスに優れることや、地震時、地盤の液状化リスクが低いこと、地盤が比較的高く、浸水リスクが低いことから最適な位置と言えます。

区域・規模の妥当性についてです。

臨空消防学校は、平常時には消防職団員や自衛防災組織員等に対して、消防防災に関する教育訓練の実施及び近年の複雑・多様化する自然災害・火災に備えた実践的な訓練を実施するため、管理・教育施設、宿泊施設及び各種消防訓練施設が必要となり、規模を約61,400㎡としています。

なお、災害時には基幹的広域防災拠点の役割を果たすため、管理・教育施設を後方支援拠点本部機能として、宿泊施設を災害現場の医療支援を行う災害派遣医療チーム等の休息・宿泊機能として、教育施設を傷病者の搬送を行う広域搬送拠点臨時医療施設として活用するほか、緊急消防援助隊の集結及びベースキャンプ機能として屋外訓練場や駐車場を活用します。

また、位置を示す図面、計画区域を示す図面及び平面計画の図面を添付しておりますので、ご参照下さい。

次に、経過と今後の手続きであります。参考資料No.7 4ページをお願いします。

昨年12月に都市計画法第16条第1項の規定に基づく説明会を開催しました。そして、2月7日から2月21日までの2週間、法第17条第1項の規定に基づき変更案の縦覧を行ったところ、9通46名の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解についてご説明いたします。

議案別冊4をお願いします。要旨につきましては、「1 教育文化施設に関する

ること」として10件、「2 関連事業に関すること」として3件、「3 手続きに関すること」として10件、「4 その他」として9件、計32件に整理しております。

【意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解】説明

以上が「意見の要旨」と「都市計画決定権者の見解」でございます。

このあと、議決をいただきますと、県知事との協議を経た後に変更決定の告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第2号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【会長】

本日の審議にあたり、審議内容に係る意見陳述の申し入れがありました。豊山町都市計画審議会施行規則第6条では、委員等又は幹事以外の出席について、「会長が必要と認めるとき、委員等又は幹事以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる」となっております。

本日は、ここで申し入れ者を代表して、坪井敏行さんの意見陳述を受けたいと思います。坪井さん10分をめぐりて意見をお願いいたします。

【意見陳述者】

青山上西の坪井と申します。本日は意見陳述の機会を賜りまして、会長様ありがとうございます。さて私たち神明・金剛地区の地権者・住宅者らの有志は、法令に基づきまして都市計画説明会までの二つの計画と進め方に対しまして本年1月に県と町に申し入れ書を提出いたしました。それは、住民が計画を理解するには情報開示があまりに不十分であること。計画エリアに自分の土地があ

るということを知らない人がいるということを経験したのに都市計画説明会を行ったこと。都市計画決定がされると、自分の土地であっても、利用に制限がかかるということを経験せずに手続きを進めることがあってはならないと進言したのに強行されたこと。そしてこの土地の成り立ちや住民のことを慮ることなく、私たちの意向に全く耳を傾けようとしないなどの態度に對しまして申し入れたものであります。

これに對して、県や町は、丁寧な情報提供に努めてまいりますというような回答がありました。このことはこれまでに必要な対応を怠って、周知を行ってこなかったことを自ら認めたものだという風に言えます。このような計画の進め方は、国が示しております、都市計画運用の指針には沿っておりません。手続きに不備、瑕疵があったことは明らかであります。そうした申し入れ書は公表されませんので、今回意見書の資料として添付をいたしました。カットされた上に、そもそも別冊にもありますように、3回の説明会を行いました。責任を果たしてきたといわんばかりの内容で、ただただ驚くばかりであります。

また、地区委員会、実行組合委員会にも説明したとのことでもあります。しかし、地域組織の活用は、私共が進言したものであります。地域の会合などは実際行われておりません。町が行ったということであっても、委員会でどんな説明がなされたのか、どんな質問がされたのか。議事録には何も書かれておりませんので、私たち地権者住民は、何も読み取ることができません。これは説明したというアリバイに過ぎないのではないかと思います。さらに、県は1月から心配や要望を聞き取るよう地権者に話を聞いているとおっしゃっています。確かに、代替地の要望は聞かれたんでしょう。しかし、そこにあわせて、不動産屋さんが訪ねてきて、これはどういうことなんでしょう。どういう情報を得てやってきているんでしょう。しかし、私の場合につきましては、替地の希望

など一切聞かれておりません。住宅者地権者らに寄り添って進めていると県はおっしゃりたいと思いますが、バラツキがありすぎて、不透明でかえって、混乱と困惑の度合いを深めてしまっている現状であります。

次に、4人の地権者がいる一家のことに触れたいと思います。4人のうち2人には説明会の案内が来ましたが、しかし残りの2人には案内が来ておりません。回答も資料も送ってきておりません。電話もありません。もちろん面談なんかもありません。たったこれだけのことでありますが、大変広範な問題を含んでいるとすぐにご理解いただけるものと思います。

昨年4月の説明会から、8か月もの間、時間があつたのに、県や町は、計画への理解と協力を要請する一度の訪問も行っておりません。具体的な説明をしてほしいのではなく、それが無いんです。つまり住民や地権者のことなどそっちのけであります。計画への責任感、緊張感、誠意をも欠いた姿勢に強い憤りを禁じえません。計画の内容に関しましても、私たちが、聞かないと答えないという県の担当者の対応に対しましても同じ思いであります。防災拠点の地下の調整池がそのいい例であります。住民にとっての重大なことに一つありますが、県が進んで説明したのではありません。雨水対策のことを住民が訪ねて初めて県は重い口を開いたのです。また、エリアの中の消滅してしまう生活道路も同じことでもあります。説明会で何も言わずに法定図書でも白地にして、道路として利用できるように記しておいて、今になって平常時は使用できませんというのは、だまし討ちのようなものです。改めての説明が必要です。大災害時に全県下の住民の生命を守り、中部圏の人々を支援する拠点整備を行う計画であるのに、その予定地を提供することになる、ここに住む、生きる、生きている私たち安全安心を担保するような対策を示さずに、また将来にわたって生き生きとした生活を、暮らしを図ることができる総合的な、一体的にとらえた

計画を検討してきていないのに、いついつまでに更地にして土地をだせと、作付けは今年までだと、言い放ってですね、すべては都市計画決定がされてからだというのはあまりにひどい。そういう進め方だと思っております。この振る舞いは、80年前の旧小牧飛行場の建設の時の接収を思い起こさせるほどであります。私たちのこれは申し上げたことはわがままなんでしょうか。皆さんどうでしょうか。学識経験者、県職員の皆様、議員、委員のみなさん。住民たちは不安を抱えて本当に困っています。住宅者や農業者らに皆さんと議会への失望、不信感を抱かせたまま計画を進めることができますか。意見書提出者の数は取るに足りませんか。皆さんが今目を向けなければいけないのはどこなんでしょうか。この計画が県制150周年の6つある記念行事の一つであることは私でも承知しております。知事からもげきが飛んでいることでしょう。しかし私たちがすでに計画に合意をして、県は建設に着手せんばかりの報道もあります。そういう特定の新聞社の扱いには疑念を抱いております。

皆様私たちは、この計画に反対をとということで、その目的のために申しているわけではありません。計画の手続きや内容に不備、瑕疵がある。つまり計画に修正が生じたことを表しているわけなので、いったん差し戻して、計画の内容と進め方について町と県は調整しなおして改めて、付議する必要があると私たちは考えています。

鈴木町長、県に要望は伝えましたと、いうことで済ませないで、この計画が、町にとって特別な事情にあたらぬなどと切り捨てないでほしい。私たちをこれ以上失望させないように、期待を裏切らないでいただきたい。地方自治の言葉第1章を皆さんは、よくお分かりかと思えます。地方自治法第1章です。私たちは、今回先ほど申し上げたことが、計画の実現への早道なんだという風に考えております。皆様のご理解とご判断を賜りますようお願い申し上げまして、

私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

【会長】

意見陳述が終わりました。それでは審議に移ります。はじめに議案第1号「名古屋都市計画公園の変更について」何かご質問はありますか。

【岡島委員】

拠点について意見・要望をしたいと思います。私が居住する地域において、基幹的広域防災拠点の計画エリアの地権者がいます。個別相談として、担当職員が来られた際、話をしているにもかかわらず親身になっているような感じがしないというとの厳しい意見をいただいた。丁寧な対応をお願いしたい。

【参考人（山本担当課長）】

貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。地権者の皆様方におかれましては、引き続き農業を行われたい方や、農業をできない方など様々な意見をいただきました。また個別訪問の際にも様々なご意見をいただいております。いずれにいたしましても今回の整備にあたりましては、地権者の皆様方の掛け替えのない財産であります土地をお譲りいただかなければならないことは本当に恐縮でございます。先ほど委員からは親身になっていないとお声がけをいただきました。訪問した際にそういったことを感じさせてしまったことについては大変申し訳ないと思っております。今後も引き続き、地権者の皆様のご要望等をしっかりお聴きしたうえで、丁寧な対応をしてみたいと思います。

【柴田（賢）委員】

平成になって以降の大震災として、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震が知られています。最近では今年16日に宮城福島県沖では震度6強の地震がありました。この愛知県では、南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくないといわれていますが、幸いにも免れています。しかし、それも今のところではないのかと思わずにはいられません。自助、公助、共助といった災害時の役割と連携は災害対策の基本です。今回の基幹的広域防災拠点の整備計画については、公助としての最後の砦ともいえるもので、なくてはならないものと確信しています。この拠点は平常時として機能することが主です。概要資料にもありますように、町が整備する賑わい施設との一体的な活用により県内外からの集客が期待できます。また町民の働く場所の確保も可能であると思います。一方地域住民の皆さんにとっては、交通問題、ごみや騒音をはじめとした環境問題を懸念されている方も多いと思います。このようにメリットもありますが、課題もあります。さて、今回のような公共の大規模建設事業では用地買収を伴うことが一般的です。これまでの国道41号の拡幅、名古屋中央卸売市場北部市場の設置、名古屋空港国際線の拡幅では多くの地権者の方のご理解とご協力により事業が成し遂げられ、本町が発展してきたのもまぎれもない事実だと思います。ただその背景には、先祖から受け継いだ土地を地権者の方がどんな思いで手放されたかを忘れてはならないと思います。

【参考人（山本担当課長）】

貴重なご意見ありがとうございます。先ほどのご意見にもありましたが、この地域でも南海トラフ地震が危惧されております。一刻も早く、そういった自然災害に対するために、防災力の強化が必要でございます。ぜひとも防災力強

化のために基幹的広域防災拠点をも早く整備したいと考えております。整備にあたっては、地元の皆様の協力なくしては整備できません。今回の整備にあたっては、地権者の皆様の大切な財産をお譲りいただかなければなりません。地権者の皆様にはご不安、ご心配をおかけしていることと思います。大変申し訳ありません。今年の1月から地権者の方と個別にお話しさせていただいております。その中で代替地を希望されている方々については地権者の皆様のご意向をうかがいながら、代替地を調査の上、情報を提供していきたいと考えております。

【岩村委員】

意見陳述を踏まえて、進め方については、県も町も真摯に反省していただきたいと思っております。意見についてはいろいろございまして私は地元の方からは、早く進めてほしいとのまったく反対の意見もいただいております。いろんな意見があることも承知しておりますが、青山の農地の10年後20年後を見据えて判断していきたいと思っております。東日本大震災の際に遠野市の防災拠点を視察しました。そこでは陸上自衛隊の方が地域のかたと一体となって復興に努めたとのお話をきかせていただきました。そのような場所にこの豊山町の基幹的広域防災拠点もなるといいなと思っております。

【参考人（山本担当課長）】

貴重なご意見ありがとうございます。防災拠点につきましては、全国からの物資を受け入れ、被災地域に供給する施設となります。平常時には消防学校、都市公園として利用していただき、豊山町の方に喜んでいただける施設を計画しております。今後事業を進めるにあたっては、関係者の皆様によりわかりや

すく丁寧な情報提供に努めてまいりたいと思います。

【会長】

質問も終わったようですので、次に議案第2号「名古屋都市計画教育文化施設について」何かご質問はありますか。

【岩村委員】

町にお願いがあります。範囲内に町民農園が含まれています。町において町民農園を別に整備し、土と触れ合える場所を考えていただきたい。

【会長】

質問も終わったようですので、ここで採決させていただきます。

議案第1号「名古屋都市計画公園の変更について」原案のとおり賛成の諸君の挙手をお願いします。

【委員】

全員賛成

【会長】

ありがとうございます。挙手多数であります。よって議案第1号「名古屋都市計画都市公園の変更について」は原案のとおり可決しました。

続きまして議案第2号「名古屋都市計画教育文化施設の決定について」原案のとおり賛成の諸君の挙手をお願いします。

【委員】

全員賛成

【会長】

ありがとうございます。挙手多数であります。よって議案第2号「名古屋都市計画教育文化施設の決定について」は原案のとおり可決しました。

続きまして、次第の3 その他に入ります。この機会に委員の皆様何かございますか。

【委員】

意見なし

【会長】

それでは、長時間にわたりましてご熱心に討議いただきましてありがとうございました。皆様のおかげで、本日の議題について滞りなく終了することができました。今後この防災拠点の整備が滞りなく進行いたしますように、皆様方の血の通った対応をお願いいたしまして、議事を終了いたします。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局】

会長はじめ委員の皆様方、ありがとうございました。最後に町長より一言ご挨拶させていただきます。

【町長】

本日は、慎重なるご審議をいただき誠にありがとうございました。

皆様からいただきました意見を踏まえて、より魅力あるものを作ってまいりたいと考えております。

町民の皆様、地権者の皆様のご理解をいただけるようこれまで以上に、誠意を尽くして進めてまいりたいと思います。今後とも、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

上記のとおり令和3年度第2回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

令和4年4月19日

会 長 青 山 克 己

署 名 人 坪 井 玲 子